

登別市立幌別中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

2 いじめの基本認識

- ① いじめは、校内外を問わずすべての生徒に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対あってはならない。
- ② いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑怯な行為であり、どの生徒にも起こりうる行為である。
- ③ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つ。

3 いじめの防止の基本理念

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。

4 いじめ防止のための基本事項

(1) 具体的施策

① いじめ防止調査と分析

いじめ防止のための調査及び分析を年間計画により実施する。また、調査終了後は校内組織により内容を分析し、必要に応じてその対応にあたる。

② 校内におけるいじめの未然防止

いじめの未然防止のため、日常的に生徒の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。

特に、道徳教育においては、人間関係の充実を図ることを重点化し、特別活動ではいじめ防止に資する活動を活性化させ、生徒が自覚的、自主的に行うことができるよう支援する。

③ 連携による未然防止

本校のコミュニティ・スクールの活動の一つとして、生徒の安全・安心のため担当を設置し、地域・保護者・関係機関を含め緊密な連携によりいじめの未然防止にあたる。

④ いじめの早期発見

いじめを早期発見するため、日常における教職員の連携を重視し、必要に応じてチャンス相談及び定期教育相談活動をチーム支援として学校体制で行い、いじめの未然防止に努める。

⑤ インターネットいじめの防止策

生徒や保護者への実態調査を行い、発信された流動性、匿名性その他の送信される情報の特性を踏まえ、インターネットいじめを防止し効果的に対処できるよう発活動を行うとともに外部講師などを招き、いじめ防止研修会を行う。

⑥ いじめ防止に対する教職員研修の充実

いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止の措置

① いじめ防止のため次の校内組織を置く

校内におけるいじめの防止を実効的に行うため、以下の措置を担う「いじめ防止・不登校対策委員会」を設置する。

【構成員】校長 教頭 生徒指導部長 いじめ不登校担当 養護教諭 関係担任 スクールカウンセラー
心の教室相談員

【活動】・未然防止のための年間活動計画の作成 ・調査及び教育相談に関すること
・いじめ事案の対応に関すること ・いじめに関わる生徒理解に関すること

【開催】定例会とし、いじめ事案発生時に緊急開催する。

② いじめ防止のため保護者・地域を含めた次の組織を置く

いじめ防止を多角的な視点をもって実効的に行うため、「地域いじめ対策委員会」を設置する。

【構成員】校長 教頭 生徒指導部長 PTA 正副会長 コミュニティ・スクール地域正副会長

【活動】・未然防止のための年間活動計画の作成 ・調査及び教育相談に関すること
・いじめ事案の対応に関すること ・いじめに関わる生徒理解に関すること

【開催】定例会とし、いじめ事案発生時に緊急開催する。

③ いじめに対する措置

・いじめ相談を受けた場合は、即日もしくは数日以内に教師や生徒などを対象に調査を行い事実の有無の確認を行う。

・いじめが確認された場合は、即座にいじめを止めさせ、情報を開示しながら、いじめを受けた生徒や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った生徒や保護者に対しては指導助言を継続的に進め再発防止に努める。

・いじめを受けた生徒が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を、保護者と連携を図りながら、一定期間家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。

(3) 重大な事案の措置

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある時には、以下の対処を講じる。

- ① 重大事案が発生した場合は、登別市教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

5 いじめ防止の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見、さらにはいじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者評価など学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容を評価する。

- ① いじめの調査及び分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめの再発防止に関わる内容
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容